

著作権法改正案の提出見送りに至る経緯

— インターネット上の海賊版対策をめぐって —

川崎 祥子
(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. インターネット上の海賊版による被害状況
3. 著作権法改正案の検討の経緯
 - (1) リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に係る検討
 - (2) ダウンロード違法化の対象範囲の拡大に係る検討
4. おわりに

1. はじめに

政府は、第198回国会（常会）への提出を目指していた著作権法改正案の提出を見送ることを決定した¹。提出が検討されていた著作権法改正案では、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物の利用の円滑化を図るための措置を講ずることが予定されていた。本稿では、インターネット上の海賊版対策に関する著作権法改正案の検討プロセスや提出見送りに至るまでの経緯を紹介する。

2. インターネット上の海賊版による被害状況

近年、著作権者等に無断で複製された漫画、雑誌等のコンテンツをインターネット上に掲載する海賊版サイトによる被害が深刻化している。平成30年4月に知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議が決定した「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」²（以下「緊急対策」という。）で示されている推計によると、緊急対策において特に悪質な海賊

¹ 平成31年3月13日の夕刊及び14日の朝刊において各紙が報じている。

² 本体<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf>>、概要<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/gaiyou.pdf>>、今後の進め方<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/susumekata.pdf>>（以下、本稿におけるURLの最終アクセス日はいずれも平成31年3月22日）

版サイトとして閲覧防止措置（ブロッキング）の対象に挙げられている³「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイトによる被害額について、流通額ベースの試算で、「漫画村」は約3,000億円、「Anitube」は約880億円、「Miomio」は約250億に上る⁴とされている⁵。また、平成31年2月に公表された「文化審議会著作権分科会報告書」⁶（以下「分科会報告書」という。）では、同分科会法制・基本問題小委員会でのヒアリングにおいて、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が示した推計によると、平成29年10月に摘発された海賊版サイト「はるか夢の址」⁷における1年間の被害額は731億円⁸、サンプルとして調査した主要な4つの海賊版サイト⁹の被害額は約738億円¹⁰であった旨¹¹が記述されている。

これらの海賊版サイトは、使用されているサーバー等や運営者が海外に所在する場合があり、運営管理者の特定が難しく、侵害コンテンツの削除要請にも応じないケースがあると言われている。仮に一つの海賊版サイトを閉鎖に追い込んでも、すぐ類似のサイトが出現するなど、いたちごっこが続くとの状況も報じられている¹²。また、海賊版サイトの運営は広告収入を資金源としていることが多く、海賊版サイトがアクセスを集めて利益をむさ

³ 緊急対策では、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる、とされている。緊急対策を受け、NTTグループがブロッキングの実施に踏み切ったことを表明したが、緊急対策等と前後して、「漫画村」等のサイトが閲覧できない状態になったことから、これまでのところ、これらのサイトに関するインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）事業者等によるブロッキングが実施された例はない。

⁴ 緊急対策4頁。なお、訪問者数については、「漫画村」では、約1億6,000万人（96%が日本からのアクセス）、「Anitube」については、約4,600万人（99%が日本からのアクセス）、「Miomio」では、1,200万人（80%が日本からのアクセス）（いずれも2018年2月のデータ）とされている。

⁵ なお、これらの推計について、知的財産戦略本部の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の中間とりまとめ（案）は、「（一財）情報法制研究所が行った情報公開請求の結果、平成30年3月29日時点の検討文書においては個社の売上減少額について「直近年度において数十億円以上」、「少なくとも総額20億円以上」といった記載があることが分かったのに対し、決定された緊急対策の文書では「被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」約3,000億円」と記載されているとして、被害額に疑問を呈する意見もあった。」としている。

⁶ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf>

⁷ 国内最大級と言われるリーチサイトで、平成29年10月、同サイトの運営関係者は著作権法違反等の容疑で逮捕された。平成31年1月、大阪地裁はサイト運営者3名に対し、実刑判決を下している。

⁸ 警察から提供されたデータをもとにダウンロード数を算出し、それにコミック単行本・コミック雑誌等の平均価格を乗じて算出されたもの。

⁹ なお、CODA提出の資料では、「海賊版サイトの利用を意図せずして助長しかねないおそれがあることから、本資料中ではサイトの実名を伏せることとした」とある。

¹⁰ 主要4サイトへの過去6か月間のアクセス総数に、①日本からのアクセス割合、②推計ダウンロード率（「はるか夢の址」におけるダウンロード率11.28%と同じと推計）、③1ファイル当たりの平均書籍冊数、④掲載書籍の平均単価（サンプル調査による推計・電子書籍）を乗じて算出されたもの。

¹¹ なお、これらの推計について、著作権分科会報告書は、「①報告された被害額は、あくまで、一定の仮定・推計をもとに機械的に算出されたデータであり、これが正確な逸失利益（海賊版サイトがなければ出版社等が得られたであろう利益）を示すものではないこと、②著作権は作家が有している場合が多く、報告された被害額のうち、全てが出版社の被害となるわけではないこと、③漫画以外の分野の具体的な被害額が現時点では不明であることや、報告された以外にも多数海賊版サイトは存在し得ることから、被害の全容を把握するためには、引き続き、幅広い調査が必要となることには、留意が必要である。また、委員からは、著作権者ではない出版社の被害について、著作権法において認識・考慮すべき被害なのかどうかを疑問視する意見もあった。」としている。

¹² 『産経新聞』（平30.2.16）等

ばる一方で、本来利益を得るべきクリエイターには対価が還元されず、このことがコンテンツの創作・流通・利用のサイクルに悪影響を及ぼしている¹³。

3. 著作権法改正案の検討の経緯

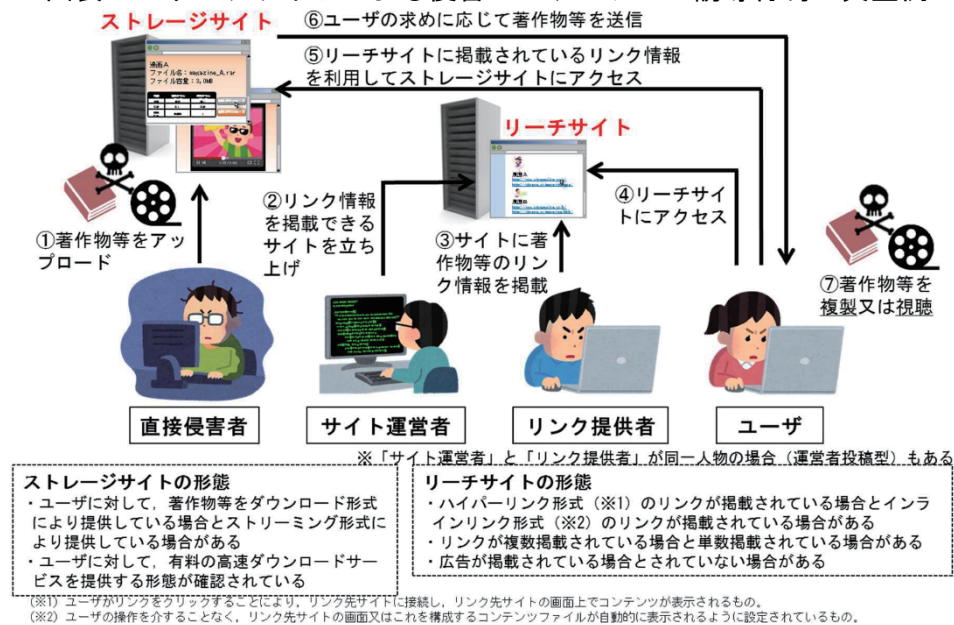
(1) リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に係る検討

ア リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為をめぐる現状

海賊版サイトによる被害が拡大した要因の一つとして、リーチサイトの存在が指摘されている。リーチサイトとは、自身のウェブサイトには違法コンテンツを掲載せず、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を掲載して、ユーザーをこれらの著作物等へ誘導する行為類型¹⁴である（図表1参照）。電気通信大学による調査結果¹⁵によると、放送アニメ作品を対象としたサンプル調査の結果、まとめ型リーチサイトにリンクが張られている動画の平均視聴数が、そうでない動画に比べて約62倍であったとされている。

権利者団体等からは、リンクを張る行為自体は直接的な著作権侵害行為ではないこと等を理由にリーチサイト運営者が「著作権侵害はしていない」と居直るケースや、直接侵害者である違法アップロードを行う正犯者の検挙が困難であることから、その幫助に当たるリーチサイト運営者について刑事手続を踏むことが困難である状況等が報告されており、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応を求める声が上がっている。

図表1 リーチサイトによる侵害コンテンツへの誘導行為の典型例



（出所）分科会報告書（平31.2）

¹³ 公益社団法人日本漫画家協会は、平成30年2月13日に発表した「海賊版サイトについての見解」の中で、海賊版サイトが利益をむさぼる現実があり、このままの状態が続けば、作品を作り続けることができず、日本の文化が減びてしまうことを心配している旨、述べている。

¹⁴ 同様の行為類型として、アプリケーションソフトを介してリンク情報を提供する「リーチアプリ」がある。

¹⁵ 電気通信大学「リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」（平24.3）

リーチサイト等への対応の必要性については、政府の知的財産戦略本部においても議論が行われており、「知的財産推進計画 2016」（平 28. 5）において、リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応について法制面での対応を含めた検討を進める旨が定められた上で、「知的財産推進計画 2018」（平 30. 6）においても、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。（短期）（文部科学省）」とされているところである。

イ 著作権分科会における検討

文化審議会著作権分科会の下に設置され、著作権法制度の在り方等の検討を行っている法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）は、平成 28 年度から約 2 年間にわたり、関係者の意見聴取等を行いつつ、本問題への対応方策について検討を行った。検討に当たっては、現行法上、リーチサイト等において侵害コンテンツに係るリンク情報等を提供する行為が、差止請求や刑事罰の対象となるか否か明らかなでないところ、とりわけ差止請求権の付与及び刑事罰の導入について検討を行う必要があるとされた。

小委員会は、平成 30 年度第 3 回会合（平 30. 9. 10）においてリーチサイト等への対応に関する論点整理を行った上で、第 8 回会合（平 31. 1. 25）において小委員会報告書の取りまとめに関する議論を行い、本件に係る部分は異論なく了承された。

ウ 分科会報告書における記述

小委員会報告書の内容が反映された分科会報告書では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を踏まえ、リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為や、リーチサイト等を通じて行われる侵害コンテンツに係るリンク情報等を提供する行為について、一定の要件（図表 2 及び図表 3 参照）を充足する場合には、著作権等を侵害する行為とみなすこととし、差止請求及び刑事罰の対象とすることが適当であるとされた。

図表 2 差止請求の対象とすべき行為の要件

条件	差止請求の対象とすべき行為
場・手段	社会通念上いわゆる「リーチサイト」・「リーチアプリ」として認知されているような、典型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定。
主観	侵害コンテンツであることへの認識に関し、一定の主観要件を課することが適当（侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合に限定）。
行為	実質的に侵害コンテンツへの到達を容易にするための情報の提供等と評価できる行為であれば、差止請求の対象とすることが適当。
対象著作物	<有償著作物等への限定を行うべきか否か> 有償著作物等に限定しないことが適当。 <いわゆるテッドコピー（著作物の完全な複製）等への限定を行うべきか否か> オリジナルの著作物の相当部分をそのまま利用しているようなケースは差止の対象とするべきとの考え方を基本としつつ、具体的な制度設計に当たっては、対象範囲を限定することによる潜脱のおそれや立法技術上の対応可能性等も踏まえ、どのような形で対象を規定するのが妥当かを検討することが適当。 <国外における侵害コンテンツ> 国内で行われたとしたならば著作権侵害となるべきものに係るリンク情報等についても差止請求の対象とすることが適当。

リーチサイト運営者に対する差止請求	＜個々の著作物に係るリンク情報等の提供行為＞ リンク情報等の提供者がリーチサイトの運営者と異なる場合、今般の制度整備においては、一義的にはリンク情報等の提供者に対する差止請求が認められるが、リンク情報等を削除する権限・義務があるにもかかわらず第三者によって書き込まれたリンク情報等を削除せずに放置している場合等には、サイト運営者に対する差止請求が認められ得る。ただし、リーチサイト運営者の個々のリンク情報等に関する責任についての立法的な対応の当否については、立法的対応を行うことにより予測可能性の向上につながるという意義はあるものと考えられる一方で、立法的対応を行わない方が柔軟な解決が行われるとの指摘もあり、こうした観点を踏まえた上での検討が必要。 ＜リーチサイト運営行為＞ 侵害の態様によっては、個々の著作物に係るリンク情報等の提供行為に関する予防措置として、リーチサイト自体の削除が認められる可能性はある。しかし、リーチサイト運営行為自体を差止請求の対象とするか否かについては、過剰差止となるおそれがあることから慎重な検討が必要。
-------------------	--

（出所）分科会報告書を基に筆者作成

図表 3 刑事罰の対象とすべき行為

刑事罰の対象とすべき行為	考え方
リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報の提供行為	みなし侵害になるようなリーチサイト等の侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場等において侵害コンテンツのリンク情報等を提供する行為は、原則として刑事罰の対象とするべき。ただし、過失によるものについては、表現行為への萎縮効果への配慮から、刑事罰の対象から除外することが適当。
リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為	個々の著作物等に係るリンク情報等の提供行為とは独立して、罰則の対象とするべき。 また、より悪質な行為と評価される海賊版データを蔵置したサイトの運営行為についても、リーチサイト運営行為への措置との均衡を図る観点から必要な措置を講じるべき。

（出所）分科会報告書を基に筆者作成

（２）ダウンロード違法化の対象範囲の拡大に係る検討

ア 音楽・映像のダウンロード違法化・刑事罰化

著作権法第 30 条第 1 項は、著作物を個人的又は家庭内等の限られた範囲内で使用すること（私的使用）を目的とする場合は、権利者の許諾なく複製できる旨定めているが、その例外として、違法にアップロードされたデジタル方式の音楽・映像を違法と知りながらダウンロードする行為については、平成 21 年の著作権法改正により、私的使用目的であっても違法とされている。

その後もなお、権利者団体を中心に刑事罰化を求める要望があったことを踏まえ、自由民主党、公明党を中心に検討が行われた結果、閣法に対する議員修正という形で、平成 24 年に違法ダウンロードの刑事罰化が行われることとなった¹⁶。

イ 対象範囲の見直しに係る検討に至る背景

平成 30 年 4 月の緊急対策の後、知的財産戦略本部に設置された「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」（以下「タスクフォース」という。）に

¹⁶ 鈴木友紀「違法ダウンロード刑事罰化をめぐる国会論議－著作権法の一部を改正する法律－」『立法と調査』No. 334（平 24. 11. 1）参照

において、ブロッキングの法制度整備¹⁷をはじめとする総合的な海賊版対策について検討を行った。タスクフォースにおいてブロッキング導入の是非等について議論される中で、ブロッキングよりも先に、リーチサイト対策や静止画ダウンロードの違法化等、他の実効的な手段を尽くすべきとの意見¹⁸が出された。結局、タスクフォースは、成果文書の取りまとめに際し、ブロッキングに関する項目について、憲法が保障する通信の秘密を侵害するおそれがある等の反対意見があったことから意見がまとまらず、成果文書を取りまとめるに至らなかった。

その後、平成 30 年 10 月 30 日に行われた知的財産戦略本部「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合」において、タスクフォースの座長によりタスクフォースにおける議論の報告が行われた。その中で、「著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに切り掛かることが必要な内容について、共通認識が得られた」との説明がなされている。また、座長による検討状況報告の別添資料として同会合において配付された「中間とりまとめ（案）」では、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化について「直ちに検討を行うことが適当」とされていた。

ウ 著作権分科会における検討

こうした背景を踏まえ、小委員会は、平成 30 年度第 4 回会合（平 30. 10. 29）以降、関係団体から被害実態等の報告やダウンロード違法化に対する意見を聴取するとともに、委員間で議論を行った。小委員会における約 1 か月半の検討を経て、第 7 回会合（平 30. 12. 7）において中間まとめが取りまとめられ、これに対するパブリックコメントが約 1 か月間（平 30. 12. 10～平 31. 1. 6）にわたり実施された。パブリックコメントの結果、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関し 534 件（中間まとめに対する意見総数は 718 件）の意見が寄せられ、その中には国民生活への影響を懸念する声も多くみられた。

中間まとめに対するパブリックコメントを経て、第 8 回（平 31. 1. 25）の小委員会において、小委員会報告書（案）が示された。これに対し、5 名の委員の連名による「報告書（案）に対する意見書」¹⁹が机上配布され、報告書（案）において、刑事罰についても対象範囲を著作物全般に拡大（対象行為を複製全般に拡大）していくことが有力な選択肢とされていることについて、議論が不十分であるとして、同日の報告書（案）を取りまとめることへの反対の意が表明された。同日の小委員会の中でも複数の委員から、引き続きの検討を求める発言や、政策形成プロセスの中で当事者である漫画家等からの意見を聞くべきとの主張がなされたが、主査より、同年度中にもう一度小委員会を開くことは事実上不可能であること、海賊版対策は喫緊の課題であることに鑑み、報告書（案）の修正については主査預かりとしたい旨の発言があり、主査の責任において報告書を取

¹⁷ ブロッキングについて、緊急対策では「知的財産戦略本部の下で、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行うこととする」とされていた。また、緊急対策と同日に発表された「インターネット上の海賊版対策に関する進め方について」では、「次期通常国会を目指し、すみやかに法制度の整備に向けて検討を行う」とされていた。

¹⁸ 一方、ダウンロードの違法化の対象拡大は、海賊版サイトを見る人だけでなく、一般の人全てに影響を及ぼし得る危険性を持っている旨の発言もあった。

¹⁹ 「報告書（案）に対する意見書」（平 31. 1. 25）〈http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_08/pdf/r1413427_09.pdf〉参照

りまとめることとされた²⁰。その後、文化庁と主査で相談の上、報告書（案）を修正し、各委員に確認を求めたところ、8名の委員の連名による「報告書（案）修正の方向についての共同意見」²¹が提出された。これらの意見等を踏まえて更なる修正を行った上で、主査の責任において小委員会報告書が取りまとめられた²²。

小委員会報告書は、著作権分科会（第53回）（平31.2.13）の議題に上り、ダウンロード違法化の対象拡大について、複数の委員から否定的な見解を含む発言があった²³ものの、原案どおり承認され、同日、分科会報告書として公表された。

エ 分科会報告書における記述

分科会報告書では、関係団体からのヒアリングにおける被害実態等を踏まえ、「著作権者の利益保護に配慮する観点から、ダウンロード違法化の対象範囲を見直し、ユーザー側のダウンロード行為に対する規律を強化する必要性が認められる」²⁴としている。

一方、具体的な対象範囲の在り方については、小委員会の中でも、①録音・録画と同様の要件の下、著作物全般を対象にすべき、②音楽・映像以外の著作物の特性等や現時点における被害実態・立法事実を踏まえ、録音・録画とは別の新たな要件を追加的に設定することにより慎重に対象を限定すべき、という2つの方向性の意見があったこと²⁵、また、分科会報告書の取りまとめに当たり実施されたパブリックコメントにおいて、ユーザー保護の必要性がある事例や、ダウンロード違法化を行った場合に弊害が生じる事例等²⁶が挙げられていること等を踏まえ、「ダウンロード違法化の対象範囲拡大が、国民生活に与え得る影響が広範であることを示すものとして受け止める必要がある」²⁷とされた。

こうしたことから、更なるユーザー保護のための対応の選択肢（①民事においても有償著作物に限定、②いわゆる海賊版サイトやP2P²⁸からのダウンロードに限定、③作品

²⁰ 小委員会（第8回）（平31.1.25）議事内容<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_08/>参照

²¹ 「報告書（案）修正の方向についての共同意見」（平31.1.30）<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/53/pdf/r1413733_10.pdf> 共同意見は、①私的使用目的の複製に対し、国民の行動の自由を規制するときは、個人の私的領域における活動の自由を制約することを正当化する立法事実が認められる場合に限るべき旨を、報告書本文中に明記すること、②刑事罰について、「原作のまま」「著作権者の得ることが見込まれる利益が不当に害される場合」等の要件により対象行為が海賊版対策に必要な範囲に限定されることを確保しつつ、反復継続してなどの要件により悪質な行為に限定する案が考えられ、これらの選択肢もありうる旨を示した上で検討を行うこと、③民事の違法化の範囲も、刑事罰と同様に限定を設ける案についても有力な選択肢として記載すること、④報告書（案）の修正版への意見の締切りを延ばし、各委員との相談を先行させること等を求めている。

²² 取りまとめの経緯については、文化庁報道発表「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書の公表について」（平31.2.5）<http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1413423.html>参照

²³ 文化審議会著作権分科会（第53回）（第18期第3回）（平31.2.13）議事内容<<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/53/index.html>>参照

²⁴ 前掲脚注6 62頁

²⁵ 前掲脚注6 64頁

²⁶ パブリックコメントで提出された事例について、分科会報告書では、①研究活動への影響、②著作権侵害等の検証への影響、③創作活動・引用・批評等への影響、④パロディ・二次創作等への影響、⑤ビジネス・国際競争力への影響、⑥著作権侵害が争われている著作物の入手、⑦適法コンテンツのスクリーンショット等の際の写り込みが挙げられている。

²⁷ 前掲脚注6 69～70頁

²⁸ ネットワーク上で対等な関係にある端末間を相互に直接接続し、データを送受信する通信方式。不特定多数

を一定のまとまりとしてダウンロードする場合に限定、④「権利者の利益を不当に害しない場合」を違法化の対象から除外する、⑤T P P整備法における非親告罪化の対象範囲に準じた限定を行う²⁹、⑥反復継続して行う場合に限定)について、それぞれ妥当性・課題を検討した結果、「少なくとも民事については、録音・録画と同様の要件の下、対象範囲を著作物全般に拡大（対象行為を複製全般に拡大）していくことが有力な選択肢となるものと考えられる」³⁰とする一方で、刑事罰の対象範囲に関しては、「被害実態を踏まえた海賊版対策に必要な範囲であり、かつ、刑事罰による抑止を行う必要性が高い悪質な行為に限定することが求められるため、民事の要件に加えて更に要件を加重することが適当である」³¹とされた。なお、法整備に当たっては、「(ユーザー保護のための選択肢の意義・評価についての委員からの様々の意見を) 総合的に勘案しつつ、平成 24 年改正の立法趣旨についても改めて把握・分析の上、国民生活への影響を必要最小限にとどめる観点から、適切な選択肢が採用されることが適当である」³²とされ、具体的な制度設計は、立法政策に委ねられた。

オ 関係者等による動き

こうした動きに対し、研究者や権利者等の関係者から、本件に関する意見書や声明の公表が相次いだ（図表 4 参照）。

図表 4 関係者等による主な動き

日付	実施主体等	意見書のタイトル等
1月23日	日本マンガ学会	ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明 ³³
2月8日	一般財団法人情報法制研究所	ダウンロード違法化の全著作物拡大に対する懸念表明と提言の発表 ³⁴
2月8日	NPO法人うぐいすリボン、コンテンツ文化研究会	違法ダウンロード範囲拡大を考える院内集会 ³⁵ （参議院議員会館において実施され、研究者や漫画家らが意見表明）
2月19日	知的財産法・情報法研究者等	「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する緊急声明
2月21日	出版広報センター	今国会に提出される著作権法改正「リーチサイト規制」「ダウンロード違法化の対象範囲見直し」について ^{36 37}
2月25日	NPO法人日本独立作家同盟	知的財産法・情報法研究者などによる『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明へ賛同いたします ³⁸

の利用者を匿名でつないでお互いにファイルを交換し合うファイル共有ソフトなどが応用例である。

²⁹ ①有償著作物、②財産上の利益を受ける目的又は著作権者の得ることが見込まれる利益を害する目的、③原作のまま、④有償著作物の種類及び用途、複製の部数及び態様その他の事情に照らして、著作権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることを要件とする。

³⁰ 前掲脚注 6 77 頁

³¹ 前掲脚注 6 80 頁

³² 前掲脚注 6 80 頁

³³ <<https://www.jsscc.net/info/130533>>

³⁴ <<https://www.jilis.org/proposal/data/2019-02-08.pdf>>

³⁵ NHKニュース（平 31.2.8）、共同通信（平 31.2.8）、朝日新聞デジタル（平 31.2.10）等

³⁶ <<https://shuppankoho.jp/doc/20190221.pdf>>

³⁷ ダウンロード違法化の対象範囲見直し等は、海賊版撲滅のための有効な一手になると考えるが、表現行為を萎縮させるようなことはあってはならず、「表現の自由」への最大限の配慮がなされるよう望むとの意見。

³⁸ <<https://www.aiajp.org/2019/02/statement-to-download-illegal-range-expansion.html>>

2月26日	一般社団法人日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策プロジェクト	「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に対する意見 ³⁹
2月27日	公益社団法人日本漫画家協会	「ダウンロード違法化の対象範囲見直し」に関する声明
2月28日	一般社団法人コンテンツ海外流通機構（CODA）後藤健郎	ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関する意見として ^{40 41}
3月1日	一般社団法人マンガジャパン	「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについて」の見解 ⁴²
3月3日	明治大学知的財産法政策研究所 部会資料検証WG（緊急声明の賛同者・呼びかけ人の有志）	「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する自由民主党文部科学部会・知的財産戦略調査会合同会議（平成31年2月22日）配布資料の検証レポート ⁴³
3月4日	高倉成男明治大学専門職大学院 法務研究科教授、中山信弘東京 大学名誉教授、金子敏哉明治大 学法学部准教授	「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての意見」 ⁴⁴ （MANGA 議連会長の古屋圭司衆議院議員より依頼を受け、2月25日に提出されたもの等を公表）
3月10日	全国同人誌即売会連絡会	著作権法「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」について ⁴⁵

（出所）新聞記事、実施主体等のホームページ等を基に筆者作成

2月19日には、中山信弘東京大学名誉教授らが呼びかけ人となり、知的財産法・情報法研究者等⁴⁶による共同声明「『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明」が公表された⁴⁷。同声明は、①ダウンロード違法化の対象範囲について、さらに慎重な議論を重ねる必要がある、②少なくとも、民事措置及び刑事罰ともに、規制対象を海賊版対策に必要な範囲に客観的な要件（原作のまま」及び「著作権者の利益が不当に害される場合に限る」との要件）により限定し、刑事罰については更なる限定を行うことが不可欠である⁴⁸、としている。

さらに2月27日には、海賊版サイトの被害者の立場にある日本漫画家協会も「『ダウンロード違法化の対象範囲見直し』に関する声明」を公表し⁴⁹、①刑事罰について繰り返し複製する反復行為を対象とすること、②民事措置・刑事罰ともに原作のまま、まるご

³⁹ <http://www.jipa.or.jp/topics/181228_jisedai_pj_2.html>

⁴⁰ <<http://www.coda-cj.jp/news/detail.php?id=186>>

⁴¹ 「原作のまま」や「権利者の利益が不当に害される場合」といった限定を行うべきでないとの意見。なお、同機構の後藤代表理事は、著作権法改正案の今国会提出の見送りが決定された3月13日、提出見送りは大変遺憾とのコメントを出している。

⁴² <<http://www.manga-japan.net/?p=5137>>

⁴³ 基本的な考え方・Q&A関係 <<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190303kensyou1.pdf>>、文化審議会著作権分科会意見概要 <<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190303kensyou2.pdf>>

⁴⁴ 意見要旨 <<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190304ikenyoushi.pdf>>、詳細版 <<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190304ikensyosai.pdf>>、補足資料（「原作のまま」の解釈について） <<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190304gensaku.pdf>> 本レポートに関連し、『朝日新聞』（平31.3.5）が、専門家から自民党に対する文化庁の説明が不正確との指摘があると報じている。

⁴⁵ <<http://sokubaikairenarakukai.com/news1903.html>>

⁴⁶ 3月22日現在での賛同者は、計105名、2団体

⁴⁷ 『日本経済新聞』夕刊（平31.2.20）

⁴⁸ 「『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明」（平31.2.19） <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/_src/sc1464/20190219seimei.pdf>

⁴⁹ 『朝日新聞』（平31.3.13）等

と複製する行為を対象とすること、③民事措置・刑事罰ともに権利者の利益が不当に害される場合に限定することを提言するとともに、「表現や研究などの萎縮はもとより、人権の制約につながるものが決してないように、丁寧で十全な審議を要望する」⁵⁰と訴えた。

カ 与党内での動き⁵¹

その一方で、分科会報告書を踏まえ、与党内での審査が進められ、2月15日の自由民主党文部科学部会において、文化庁より改正素案が示された⁵²。改正素案では、①対象著作物を著作物全般とする、②主観要件について、重過失により違法と知らなかった場合や適法・違法の評価を誤った場合は違法とならない旨を明確化する、③刑事罰については、民事措置の要件に加え、二次創作された著作物を除外するとともに、常習性がある場合に限定するとの方針が示された。22日の同党の文部科学部会・知的財産戦略調査会合同会議では、前述の方針を内容とする法改正案が示され、一部の議員から「原作のまま」「著作権者の利益を不当に害する場合」のダウンロードに限って違法とする要件を追加する提案や、著作権分科会で反対意見が多かったことを踏まえ、議論が不十分ではないかとの指摘もなされたが⁵³、改正案は了承された。

しかし、3月1日の同党総務会では、関係者の理解が得られていないとの判断により、改正案の了承は先送りされた⁵⁴。その後、6日の文部科学部会・知的財産戦略調査会合同役員会において関係者への聞き取りを行った上で、今国会での成立を目指す方針が確認された⁵⁵ものの、13日に開かれた同部会・調査会合同役員会では、「国民の懸念を払拭すべく丁寧な手続を進め、次期国会に向けて仕切り直しをすべき」と文化庁に求め⁵⁶、今国会への法案提出は見送られることとなった。柴山文部科学大臣は、法案提出の見送りについて、15日の記者会見において「残念ながら今国会における審議に向けた御理解が得られる見通しが立たないということで、先日の自民党の役員会において再検討の御指示をいただいたということで、今国会への法案提出を見送らせていただくと判断をした」と説明している。

4. おわりに

海賊版サイトやリーチサイト等を通じて、本来権利者が得るべき経済的利益を侵すことは許し難い行為であり、海賊版対策の必要性・緊急性は誰もが異論なく認識するところである。しかしながら、その手段によっては、国民に広く影響が及ぶ可能性があることから、審議会等における慎重な議論と、関係者をはじめ国民全体への丁寧な説明が求められる。

リーチサイト対策については、小委員会における約2年間の検討を経て、対象を悪質な

⁵⁰ 『『ダウンロード違法化の対象範囲見直し』に関する声明』（平31.2.27）〈<https://www.nihonmangakakyoka.or.jp/?tbl=information&id=7718>〉

⁵¹ 本項の記述は新聞報道を参考にしている。

⁵² 『朝日新聞』（平31.2.16）

⁵³ 『朝日新聞』（平31.3.1）

⁵⁴ 『朝日新聞』（平31.3.2）、『毎日新聞』（平31.3.8）、『読売新聞』（平31.3.12）等

⁵⁵ 『朝日新聞』（平31.3.7）、『読売新聞』（平31.3.12）等

⁵⁶ 『読売新聞』夕刊（平31.3.13）

リーチサイト等に限定する形で法整備を行うことが適当との提言がなされた。一方、ダウンロード違法化の対象範囲拡大については、小委員会における議論の中でも更なる検討を求める声があったにもかかわらず、「緊急対策」として、当該項目を含む形で報告書が取りまとめられた。その結果、関係者による声明等を通じて検討の継続や対象範囲の再考を求める声が相次ぎ、ダウンロード違法化の対象範囲拡大に関する改正事項のみならず、リーチサイト対策等早期の法整備を求める声が多かった改正項目についても、今国会における法改正が見送られる事態となった。

今後、次期国会以降の改正案提出を目指し、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについては再度検討が行われることが想定されるが、様々な立場の意見に耳を傾けつつ慎重かつ丁寧な検討が行われ、関係者をはじめ広く同意が得られる改正案が提出されることが望まれる。

(かわさき しょうこ)